

資料 1

マンション共用部分リフォーム融資（管理組合申込み）の概要

保証人 実施する工事の種類等	(公財) マンション管理センター又は(一財) 住宅改良開発公社	(公社) 全国市街地再開発協会（※2）	左記以外の保証人の場合 (連帯保証人が必要) (※4)
返済期間	10年以内（※1）	10年	20年
融資限度額	対象となる工事費が上限		
担保	不要	区分所有者全員の所有する土地・建物に抵当権設定	
火災保険	不要	必要（※3）	

※1 次の①から⑧までのいずれかの工事を行う場合は20年以内とことができる。

- ①耐震改修工事、②浸水対策工事、③省エネルギー対策工事、④給排水管取替工事、
 ⑤玄関又はサッシ取替工事、⑥エレベーター取替又は新設工事、⑦アスベスト対策工事、⑧機械式駐車場解体工事

※2 避難路沿道等分譲マンションの耐震改修事業（＊）が対象

- * 住宅・建築物耐震改修等制度要綱（平成21年4月1日付国住市第454号）における住宅・建築物耐震改修等事業のうち避難地・避難路沿道分譲マンションの補助対象要件を満たすもの

※3 抵当権を設定した建物には、機構が定める要件を満たす火災保険（火災共済）を付保する。

※4 申込人（管理組合）が収益事業を行っている場合は含まれない。

（例）申込人（管理組合）がマンションの居住者以外に当該マンションの駐車場を賃貸し、駐車場収入を得ている場合等